

## 新旧対照表

## ○長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則

新	旧
<p>(知事が必要と認める図書)</p> <p>第1条 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号。以下「省令」という。）第2条第1項に規定する知事が必要と認める図書は、次に掲げる図書とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画</u>（以下「<u>長期優良住宅建築等計画等</u>」という。）の認定に係る審査に当たり、長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準を定める件（平成21年国土交通省告示第209号）第3に規定する基準を満たすこととなる措置と同等以上の措置が講じられていることの審査を要する場合にあっては、特別評価方法認定書（住宅品質確保法施行規則第80条第1項に規定する特別評価方法認定書をいう。）の写し又は当該同等以上の措置が講じられている旨を説明した図書（この場合において、登録試験機関（住宅品質確保法第59条第1項に規定する登録試験機関をいう。以下この号において同じ。）が行う特別評価方法認定（住宅品質確保法第58条第1項に規定する特別評価方法認定をいう。）のための審査に係る特別の建築材料若しくは構造方法若しくは特別の試験方法若しくは計算方法に関する試験、分析若しくは測定又は登録試験機関が行うこれと同等の試験（以下この号において「試験等」という。）を受けたときは、当該試験等の結果の証明書をもってこれに代えることができる。）</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(知事が不要と認める図書)</p> <p>第2条 省令第2条第3項に規定する知事が不要と認める図書は、次に掲げる事項を明示することを要しないものとするにより、同条第1項の表の各項に掲げる図書に明示すべき事項の全てについて明示することを要しないこととなる場合における当該各項に掲げる図書とする。</p> <p>(1) 住宅型式性能認定書又は型式性能確認書の写しを提出した場合にあっては、<u>長期優良住宅建築等計画等</u>の認定の申請に係る図書（以下この条において「申請図書」という。）に明示すべき事項のうち、当該住宅型式性能</p>	<p>(知事が必要と認める図書)</p> <p>第1条 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号。以下「省令」という。）第2条第1項に規定する知事が必要と認める図書は、次に掲げる図書とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 長期優良住宅建築等計画の認定に係る審査に当たり、長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準を定める件（平成21年国土交通省告示第209号）第3に規定する基準を満たすこととなる措置と同等以上の措置が講じられていることの審査を要する場合にあっては、特別評価方法認定書（住宅品質確保法施行規則第80条第1項に規定する特別評価方法認定書をいう。）の写し又は当該同等以上の措置が講じられている旨を説明した図書（この場合において、登録試験機関（住宅品質確保法第59条第1項に規定する登録試験機関をいう。以下この号において同じ。）が行う特別評価方法認定（住宅品質確保法第58条第1項に規定する特別評価方法認定をいう。）のための審査に係る特別の建築材料若しくは構造方法若しくは特別の試験方法若しくは計算方法に関する試験、分析若しくは測定又は登録試験機関が行うこれと同等の試験（以下この号において「試験等」という。）を受けたときは、当該試験等の結果の証明書をもってこれに代えることができる。）</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(知事が不要と認める図書)</p> <p>第2条 省令第2条第3項に規定する知事が不要と認める図書は、次に掲げる事項を明示することを要しないものとするにより、同条第1項の表の各項に掲げる図書に明示すべき事項の全てについて明示することを要しないこととなる場合における当該各項に掲げる図書とする。</p> <p>(1) 住宅型式性能認定書又は型式性能確認書の写しを提出した場合にあっては、<u>長期優良住宅建築等計画</u>の認定の申請に係る図書（以下この条において「申請図書」という。）に明示すべき事項のうち、当該住宅型式性能</p>

新	旧
<p>能認定書については住宅性能評価（住宅品質確保法第5条第1項に規定する住宅性能評価をいう。以下同じ。）の申請において、当該型式性能確認書については長期優良住宅建築等計画等の認定の申請において、それぞれ明示することを要しない事項として指定されたもの</p> <p>(2) (略)</p> <p>(申請の取下げ)</p> <p>第4条 法第5条第1項から第7項までの規定による認定を申請した者、法第8条第1項若しくは第9条第1項若しくは第3項の規定による変更の認定を申請した者、法第10条の規定による承認を申請した者又は法第18条第1項の規定による許可を申請した者（次条において「申請者」という。）が、これらの申請を取り下げようとするときは、取下げ届（第1号様式）により知事に届け出なければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(建築又は維持保全の取りやめ)</p> <p>第7条 認定計画実施者は、<u>認定長期優良住宅建築等計画又は認定長期優良住宅維持保全計画</u>に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめようとするときは、取りやめ申出書（第3号様式）に、省令第6条に規定する認定の通知書（法第8条第2項において準用する法第6条第1項の規定による変更の認定を受けた者にあつては、当該通知書及び省令第9条に規定する変更の認定の通知書）を添えて、知事に申し出なければならない。</p>	<p>認定書については住宅性能評価（住宅品質確保法第5条第1項に規定する住宅性能評価をいう。以下同じ。）の申請において、当該型式性能確認書については長期優良住宅建築等計画の認定の申請において、それぞれ明示することを要しない事項として指定されたもの</p> <p>(2) (略)</p> <p>(申請の取下げ)</p> <p>第4条 法第5条第1項から第5項までの規定による認定を申請した者、法第8条第1項若しくは第9条第1項若しくは第3項の規定による変更の認定を申請した者、法第10条の規定による承認を申請した者又は法第18条第1項の規定による許可を申請した者（次条において「申請者」という。）が、これらの申請を取り下げようとするときは、取下げ届（第1号様式）により知事に届け出なければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(建築又は維持保全の取りやめ)</p> <p>第7条 認定計画実施者は、認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめようとするときは、取りやめ申出書（第3号様式）に、省令第6条に規定する認定の通知書（法第8条第2項において準用する法第6条第1項の規定による変更の認定を受けた者にあつては、当該通知書及び省令第9条に規定する変更の認定の通知書）を添えて、知事に申し出なければならない。</p>

新

取りやめ申出書

年 月 日

神奈川県知事殿

認定計画実施者 郵便番号

住 所 (法人にあっては、主たる事務所の  
氏 名 (所在地、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

次の認定長期優良住宅建築等計画(認定長期優良住宅維持保全計画)に基づく住宅の建築(維持保全)を取りやめたいので、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第7条の規定により申し出ます。

1	長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定番号	第 号 ( 第 号)
2	長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定年月	年 月 日 ( 年 月 日)
3	認定に係る住宅の位置	
4	取りやめの理由	
5	備 考	
※	受 付 欄	※ 決 裁 欄
	年 月 日	※ 決 裁 年 月 日
	第 号	
	係 員	

旧

取りやめ申出書

年 月 日

神奈川県知事殿

認定計画実施者 郵便番号

住 所 (法人にあっては、主たる事務所の  
氏 名 (所在地、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

次の認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築(維持保全)を取りやめたいので、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第7条の規定により申し出ます。

1	長期優良住宅建築等計画の認定番号	第 号 ( 第 号)
2	長期優良住宅建築等計画の認定年月日	年 月 日 ( 年 月 日)
3	認定に係る住宅の位置	
4	取りやめの理由	
5	備 考	
※	受 付 欄	※ 決 裁 欄
	年 月 日	※ 決 裁 年 月 日
	第 号	
	係 員	

備考 1 ※印の欄には、記入しないでください。

新				旧	
係 員			係 員		
備考 1 ※印の欄には、記入しないでください。				2 1及び2の欄の( )内には、長期優良住宅建築等計画の変更の認定を受けた場合に直近の変更認定番号等を記入してください。	
2 1及び2の欄の( )内には、 <u>長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画</u> の変更の認定を受けた場合に直近の変更認定番号等を記入してください。					